

12

赤岩(一部を除く)・石山町(一部を除く)・
梅ヶ枝町・清水町・末広町・手宮・豊川町・錦町・
高島4丁目15番 地区

可燃	燃やすごみ(有料)
不燃	燃やさないごみ(有料)
かん等	かん、びん、蛍光灯・電球、筒型乾電池、 スプレーかん類(カセット式ガスボンベを含む。)
紙類	新聞(チラシ・雑紙を含む。)、雑誌・書籍、 段ボール、紙パック、紙製容器包装
プラ類	ペットボトル、プラスチック製容器包装

令和2年4月から 令和3年3月まで 収集カレンダー

4

月	火	水	木	金
.	.	1	プラ類	可燃
紙類	可燃	不燃	プラ類	可燃
6	7	8	9	10
かん等	可燃		プラ類	可燃
13	14	15	16	17
紙類	可燃	不燃	プラ類	可燃
20	21	22	23	24
かん等	可燃		プラ類	
27	28	29	30	.

5

月	火	水	木	金
.	.	.	.	可燃
紙類	可燃	不燃	プラ類	可燃
4	5	6	7	8
かん等	可燃		プラ類	可燃
11	12	13	14	15
紙類	可燃	不燃	プラ類	可燃
18	19	20	21	22
かん等	可燃		プラ類	可燃
25	26	27	28	29

6

月	火	水	木	金
紙類	可燃	不燃	プラ類	可燃
1	2	3	4	5
かん等	可燃		プラ類	可燃
8	9	10	11	12
紙類	可燃	不燃	プラ類	可燃
15	16	17	18	19
かん等	可燃		プラ類	可燃
22	23	24	25	26
紙類	可燃			
29	30	.	.	.

※ペットボトルは、ふたとラベルを必ず外し、プラスチック製容器包装とは別の袋に入れて出してください。

7

月	火	水	木	金
.	.	不燃	プラ類	可燃
かん等	可燃		プラ類	可燃
6	7	8	9	10
紙類	可燃	不燃	プラ類	可燃
13	14	15	16	17
かん等	可燃		プラ類	可燃
20	21	22	23	24
紙類	可燃	不燃	プラ類	可燃
27	28	29	30	31

8

月	火	水	木	金
かん等	可燃		プラ類	可燃
3	4	5	6	7
紙類	可燃	不燃	プラ類	可燃
10	11	12	13	14
かん等	可燃		プラ類	可燃
17	18	19	20	21
紙類	可燃	不燃	プラ類	可燃
24	25	26	27	28
かん等				
31

9

月	火	水	木	金
.	可燃		プラ類	可燃
紙類	可燃	不燃	プラ類	可燃
7	8	9	10	11
かん等	可燃		プラ類	可燃
14	15	16	17	18
紙類	可燃	不燃	プラ類	可燃
21	22	23	24	25
かん等	可燃			
28	29	30	.	.

10

月	火	水	木	金
.	.	.	プラ類	可燃
紙類	可燃	不燃	プラ類	可燃
5	6	7	8	9
かん等	可燃		プラ類	可燃
12	13	14	15	16
紙類	可燃	不燃	プラ類	可燃
19	20	21	22	23
かん等	可燃		プラ類	可燃
26	27	28	29	30

11

月	火	水	木	金
紙類	可燃	不燃	プラ類	可燃
2	3	4	5	6
かん等	可燃		プラ類	可燃
9	10	11	12	13
紙類	可燃	不燃	プラ類	可燃
16	17	18	19	20
かん等	可燃		プラ類	可燃
23	24	25	26	27
紙類				
30

12

月	火	水	木	金
.	可燃	不燃	プラ類	可燃
かん等	可燃		プラ類	可燃
7	8	9	10	11
紙類	可燃	不燃	プラ類	可燃
14	15	16	17	18
かん等	可燃		プラ類	可燃
21	22	23	24	25
紙類	可燃	不燃		
28	29	30	31	.

※ライターは使い切って、透明・半透明の袋に入れ「燃やさないごみ」の袋に縛り付けて出してください。

1

月	火	水	木	金
.	.	.	.	1
かん等	可燃		プラ類	可燃
4	5	6	7	8
紙類	可燃	不燃	プラ類	可燃
11	12	13	14	15
かん等	可燃		プラ類	可燃
18	19	20	21	22
紙類	可燃	不燃	プラ類	可燃
25	26	27	28	29

2

月	火	水	木	金
かん等	可燃		プラ類	可燃
1	2	3	4	5
紙類	可燃	不燃	プラ類	可燃
8	9	10	11	12
かん等	可燃		プラ類	可燃
15	16	17	18	19
紙類	可燃	不燃	プラ類	可燃
22	23	24	25	26
.

3

月	火	水	木	金
かん等	可燃		プラ類	可燃
1	2	3	4	5
紙類	可燃	不燃	プラ類	可燃
8	9	10	11	12
かん等	可燃		プラ類	可燃
15	16	17	18	19
紙類	可燃	不燃	プラ類	可燃
22	23	24	25	26
かん等	可燃			
29	30	31	.	.

*収集日当日の朝8時30分までに出してください。
前日の夜や収集後に出すとカラス等に荒らされ散乱して、
ご近所の迷惑になります。

*ごみ・資源物の分け方・出し方
・はさみ・かみそり・包丁などの刃物類は厚紙などに包み、
「燃やさないごみ」に出してください。
・注射針は、医療機関または調剤薬局に返却してください。
・資源物でも、汚れの取れないものは「燃やすごみ」または
「燃やさないごみ」に出してください。
問合せ先：●清掃事業所 電話32-4111(内線325)(直通)22-3854・FAX22-8141●ごみ減量推進課 電話32-4111(内線323),FAX32-5032

*ごみステーションは、使用する皆さんで管理しています。
お住まいの地域のごみステーション以外には絶対に出
さないでください。

*粗大ごみは、右記の収集運搬業許可業者へ収集を依頼
してください。(有料となります)
下記のもの粗大ごみになります。
・長さが1mを超えるもの。
・ひとつの重さが50kgを超えるもの。
・容積が0.1㎡(100リットル)を超えるもの。

収集運搬業許可業者(50音順)	電話
(有) 大森産業	22-3389
(株) 小樽衛生化学工業	54-7506
(有) 小原興業	54-8316
(株) クリーンサービス	33-2633
(株) 北海道木村	0133-72-6028
(有) 松本産業	34-1677